

伸びゆく企業と車社会をつなぐ——。

令和7年4月1日発行
毎月1回1日発行 第59巻第4号 通巻691号

AARK

2025 April
Vol.691

4



公益社団法人 愛知県安全運転管理協議会

<https://www.1972-aakk.jp>
tel. 052-883-2110 fax. 052-883-3100



「わがまち」紹介!

～豊田市美術館～

★豊田地区安全運転管理協議会



豊田市美術館は一九九五年(平成七年)に開館しました。
市街地の中心部に近く、かつて挙母城(七州城)のあった高台の一角に建設されています。
豊田市美術館の建物は、多くの美術館、博物館の建築を手がけられた谷口吉生氏の設計で、日本で最も美しい美術館の一つとも評されるモダン・ミッドモダン建築で有名です。
鉄とガラスのシンプルな形態で、展示や鑑賞や収蔵品の管理に対する配慮の行き届いた機能的な建築であり、展示



室から別の展示室がわずかに見えたり、順路の途中の廊下から豊田市の眺望が開けるなど、意外性や面白さも併せ持っています。
建物は地形の傾斜にあわせて、二階部分も二階部分も地面に接しており、二階部分は芝生の広場に面したエントランスで、二階部分のレベルは広大な人工池に面し、アメリカ製の緑色のスレートや白いガラスを用いている美術館本体や高橋節郎館など、回廊状に連なった四角い建築群が水面によく映えています。
また、池の対岸には彫刻の散歩道や茶室、復元された七州城隅櫓があります。
二十世紀美術とデザインの収蔵、現代美術の意欲的な企画展で全国的に知られ、また漆芸で有名な作家高橋節郎の作品を収蔵する高橋節郎館を併設しており、二〇二四年(令和六年)四月二十六日には隣接地に豊田市博物館が開館しました。
豊田市美術館と二〇二四年開館の豊



田市博物館の庭園設計はいずれもランドスケープ・デザイナーのピーター・ウォーカーによるものです。
▼観覧料
一般 三〇〇円
高校・大学生 二〇〇円
中学生以下 無料
▼開館時間
午前十時～午後五時半(入場は午後五時まで)
▼休館日
毎週月曜日(祝日は除く)、年末年始
▼館内レストラン
●ル・ミゼ・味遊星
館内レストランで、店内はガラス張りである豊田市内を見下ろせる開放的な景色を楽しむレストランです。
▼ここがちょっと凄い!
二〇二四年一月三日TV放送されたドラマで、嵐の大野智主演「鍵のかかった部屋SP」に使われ、今でも「風ファン」が訪れる話題の豊田市美術館です。

●わがまち紹介	1	●エコ&セーフティ100日間無事故・無違反運動に参加して	6	●警察からのお知らせ	11
●交通安全随想	2	●後付け装置「アイアクセル」について	7	●運転記録証明書・SDカードをご存じですか?	12
●贖いの日々	3	●今月の安全運転管理	8	●交通安全県民運動実施要綱	14
●管理者登場	4	●安全運転中央研修所研修のご案内	9	●KYT(危険予知トレーニング)、編集雑記	16
●地区協議会だより	5	●広報資料	10		



交通安全

随想



交通評論家
矢橋 昇

通学路

子ども達が登下校に使う通学路は、児童の安全、とりわけ、交通安全を図る為に、極力、危険性の低い経路を選び、速度制限などの通行上の規制や、ガードレールなどの安全施設の設定といったソフトハード両面からの様々な対策が講じられている道路であることは確かである。

しかし、その通学路での事故が後を絶たないのが現実のようだ。統計によれば、子どもの交通事故のはば三分の一が登下校中に起きているらしい。

残念ながら、どんなに対策を講じてても、〇〇%安全な通学路を作り上げることが不可能なのだ。それらの対策が生かされるかどうかは、ひとえに、その道を利用する人々、とりわけ、車両運転者の認識と態度に掛かっていることを忘れてはならないと思うのだ。

時代の背景は違うが、昔は通学路などというものは存在しなかった。登校は地域ごとに上級生が引率し分団で行われることが多かったので、ほぼ決まった道を通って学校に行つたが、下校時は全く自由である。学校帰り、道草をして帰ることも多かったし、それが、また、子ども達にとっては、放課後の楽しみでもあったのだ。

それが許されなくなったのは、言うまでもなく、子ども達を取り巻く交通環境が、そうした彼らの自由な行動が許されない程までに悪化してきたからに他ならない。

そこで、考え出されたのが通学路という仕組みなのだと思うが、子ども達の通学専用の道路が新たに作られた訳ではない。そのままで子ども達を通わせるには危険が多い為、従来の道路に様々な対策を施し安全性を高めてはあるものの、そこが、事故の危険性が潜んでいる場所であることに変わりはないのだ。

従って、その道路を利用する運転者にとつて通学路というのは、『整備された安全な道路』ではなく、『もとは対策が必要なほどの危険性が潜む道』なのであり、子ども達の安全な登下校を手助けする為に、『いつも以上に慎重な行動が求められる道路』なのだと考えることが大切なのではないかと思うのだ。

その通学路を、整備されているので安心だ、走りやすいなどと考えて、抜け道代わ

りに使おうなどというのが論外であることは言うまでもない。子ども達の通学の安全を守る最後の決め手は、施設の改善でも規制の強化でもなく、そこを通る車の運転者の良識に掛かっていることを忘れてはならないと思うのだ。

同様のことは、ゾーン規制への対応などについても言えることだ。

大切なのは、『規制が掛けられているから従わなければならない』のではなく、規制が掛けられている理由を理解して、規制の目的に沿って行動しようと思掛けることだろう。

言うまでもなく『ゾーン30』などの規制は、その地域で暮らす人々たちを交通事故や交通公害から守るための対策である。と同時にそれは、その地域を通る車が、心ならずも地域住民に迷惑をかけたりすることがないようにするための方策でもあり、運転者にとつての事故防止に役立つことも間違いない。

しかし、こちららも、そうした弁えのない運転者によつて、規制が守られないことが少なくないのが実情らしい。そこで、その対応策として進められているのが、『ゾーン30プラス』という対策である。

まだ、ご存じない方も少なくないようだが、ゾーン30規制が掛けられている地域内の道路に、『ハンプ』と呼ばれる隆起を設けたり、路面標示などによつて意図的に道路幅を狭めたり屈曲させたりして、物理的に速度抑止を図ろうという方法である。

いわば、せつかくの道路を、わざわざ通りにくくすることで速度を出せないようにしようというのだし、道路に余計な構造物を設けたりペイントをしたりして景観上も出来たら避けてほしい方策だと思うのだ。

が、ゾーン30規制を守れぬ車が多く、地域住民の安全や生活環境を脅かしているとあつては、これも、やむを得ぬことなのだろう。それにしても、そこまでしなければならぬ程、規律が乱れ、遵法意識が低下しているのだとしたら、なんとも情けない話である。

当たり前のことだが、規則は、皆にきちんと守られてこそ役に立つ。守らない人が多いと、屋上屋を架すように新たな規則を設けたり、罰則を強化したりしなければならなくなる。残念ながら日本の交通社会は、未だにそのレベルから抜け出ることが出来ていないと考えざるを得ないのでないだろうか。

町を行く子ども達を見かけたら、彼らの安全を気遣うのが当然の人情であり、大人たちの責任でもある筈だ。通学路やスクールゾーンでの規制が、その為のものであることを考えれば、それを無視することなど出来る筈がないと思う。

同様に、生活道路の安全や、その地域に住む人達の生活環境に配慮する気持ちがあれば、自ずと速度を控えようと思えるのではないだろうか。最高速度三十キロ以内という速度規制の目的は、十分に納得できるに違いない。

いずれも常識で考えれば当然の気遣いばかりである。それを、規則で裏打ちしてくれているのが、これらの対策である筈だ。

それなのに、そこまでやつても規律が正せず、更に規則を強化しなければならぬという状況に陥っているとしたら、問題は深刻である。これが、世界から安全な国だと認められモラルが高いと評されてきた日本人の交通安全意識の実態だとは信じたくないのだが…。

あがな

贖いの日々

奪ってしまった幸せ

M・T 50代 会社員

私は新聞やテレビ、ネットニュースなどで、幼い子どもが犠牲になる交通事故を見たり、聞いたりするたびに、「家族はさぞかし辛いことだろうと心を痛めていました。

しかし、まさか自分が加害者となり、人生を始めたばかりの幼い命を奪い、「ご遺族に苦しみ、悲しみを与えるとは思ってもみませんでした。

私は職業ドライバーとして、車の運転には人倍気を遣っていました。その私が「まさか」事故を起こすとは、悪夢が現実となりました。

早いもので事故を起こしてから2年半の月日が経ちます。しかし事故のことは、昨日のことのように鮮明に覚えています。

思い出すことは非常に苦痛ではありますが、私にとって絶対に忘れない、いえ、一生忘れてはならない事故なのです。

その日私は、繁華街から別の繁華街へ向けて大型車両を運転していました。

このルートにある繁華街には、駐車車両のほか歩行者や自転車の通行も多く、交差点では右左折の多い通りです。

しかし、このルートには僅かな距離ですが道幅が広く、交通量の少ない区間もあります。

そのため、私はいつもその区間を通過する時だけは、安心感から注意力を一段下げて運転していました。

しかし会社からは、その区間にある交差点は、歩行者が多いので左折時のみならず右折する際にも徐行して、歩行者がいる場合は必ず横断歩道の手前で一時停止するよう指導されていました。

さらに、その交差点を右折した先にある横断歩道には、直近に高さ1メートルほどの植え込みがあり、それが死角となつて、横断してくる歩行者が見えづらいので十分注意するようにも指導を受けていました。

しかし私は、休日で交通量が少ないことから、「今日は道も空いているし、この区間は大丈夫」と安易に考えていました。

そして、交差点を右折して、前方の横断歩道を見ると、左側から自転車に乗った子供と、それを押す父親らしい姿が見えました。

私は一時停止をせず、徐行運転で

親子が通過するのを見送ると、左右の安全確認を怠り横断歩道を通ってしまった。

すると、小さく「ドン、ドン」と何かを踏む音が聞こえたので、左ミラーで確認すると、横断歩道に人が倒れているのが見えました。

私はすぐに車から降りると、倒れている被害者のもとに向かいました。被害者は遠方から見ても損傷が激しく、「見して亡くなっていることが分かりました。

その時、たまたま付近をパトロールしていた警察官の姿が見えたので、大声で叫び、状況を説明した後、逮捕されました。

両親と思われる方が現場で絶叫し、泣き崩れている姿が今も忘れられません。

後で分かったことですが、自転車に乗っていた子供と亡くなった被害者とは兄弟で、先に横断歩道を渡った弟と父親を追いかけ横断歩道を渡っていたのです。

私は植え込みが死角となつて、亡くなられたお子さんを全く見ていませんでした。事故原因は明らかに横断歩道の手前で一時停止位を怠った私の責任です。

私の「歩行者はいないだろう」という思い込みによる漫然運転が、横断歩道での安全不確認に繋がり、取り返しつかない重大事件を招いたのです。

留置場から釈放された後、「謝罪したい」と弁護士を通じて、「ご遺族へお願ひしましたが、「また謝罪を受け入れる精神状態にない」と断られ、示談を含め拒否されました。

職場は、会社や同僚に多大な迷惑をかけたはじめとして、自主退職しました。

その後、刑事裁判が始まり、私は過失運転致死罪で禁錮1年4ヶ月の判決を言い渡されました。

裁判の中で、幸せな生活を送っていた被害者の家庭は、事件後生活が一変し、PTSD（心的外傷後ストレス障害）を発症したため日常生活も困難な状況である事を知りました。

私の不注意から、奪ってしまったものがあまりに大きいことに衝撃を受けました。

私は今、市原刑務所で規則正しい受刑生活を送りながら遵法精神を学び、「ご遺族の心情の理解に努め、自分の犯した罪と真摯に向き合っています。

この手記を読まれた方は「他人の幸せを奪う」ということがどういうことか、今一度考えてみてください。

そして、私のような加害者や、将来を奪われる被害者が無くなることを心から願っています。

（注）（財）東京交通安全協会発行「贖いの日々」
— 交通事故はもうたくさん —
から転載したものです。

管理者 登場

(豊田地区安全運転管理協議会)

名古屋東部陸運株式会社

豊田市西新町7丁目77番地



安全運転管理者
青木 良和 氏

- 従業員 550名
- 管理車両 378台
- マイカー通勤者 520名

◆会社概要

昭和三十三年十月、タイヤ輸送を主な業務とする鈴菊運輸株式会社として創業。

その後、自動車部品、宅配、住宅へと輸送の範囲を拡大するとともに、受入、在庫、納入管理をはじめ、輸送をベースとした関連業務に積極的に取り組み、総合的な物流会社へと発展してきました。お客様のニーズに積極的に応え、信頼を積み重ねながら、社会に貢献する会社を目指しています。

◆交通安全への取組

「東部安全の日」立哨

毎月九日を「東部安全の日」として本社前で立哨し、当社、協力会社のトラック

クだけではなく、一般の通勤車両の方々にも安全の呼び掛けを行っています。

「交通安全運動」立哨

毎年、年四回の交通安全運動期間に地域の方々と協力会社の管理者と当社役員と立哨を行い、通勤通学車両、自動車、歩行者への事故防止の呼び掛けを実施しています。また合わせて本社前でも社員による立哨を行っています。

「中央安全衛生委員会・安全委員会」による事故情報共有

毎月開催している中央安全衛生委員会では、事故内容、再発防止策の展開を行い、安全委員会ではドライブレコー



立哨活動



「交通安全作品」による安全啓蒙



MEITOUドライバーコンテスト

ダーによる事故、ヒヤリ映像を視聴し、ドライバーからの意見を聴くなど事故情報を共有し、事故を自らの事として意識させることを目的として行っています。

「交通安全講話」による意識向上

毎年五月に全従業員を招集し、自動車事故対策機構や専門の講師を招き、交通安全研修を開催しています。自動車事故対策機構では、運転適性診断の結果をもとにした対策や無事故ドライバーの傾向を講話いただくなど安全意識の高い人づくりを目指して行っています。

「ドライバーコンテスト」への参加

運転技術・知識の向上を目的とし、MEITOUドライバーコンテストを実施しています。全国の営業所、協力会社より選出された社員を三か月間教育、練習を行い、コンテストで習熟した技術を競い合います。コンテストではご家族

◆今後の取組

を招き、社員のカッコイイ姿を見せられる場を作り、モチベーションを高める取り組みをしています。

「交通安全作品」による安全啓蒙

夏期連休中に交通安全作品募集を行っています。習字ポスターに交通安全への想いを込めた作品を社員だけではなく、ご家族にも提出いただきます。家族一体となって交通安全への意識を高めていただくことを目的としています。

地区協議会だより



東海

横断中も
安全確認
チョコちょこ

東海安全運転管理協議会では、2月13日、東海警察署玄関において東海大府交通安全サポーター30名、安管・安協三役6名及び東海警察署員らが、バレンタインデーにかけてチョコを配布し、交通安全を呼び掛けた。



北

交通事故死ゼロの日に
おける立哨活動

会員事業所の(株)平安閣の皆さんが2月10日の早朝、社屋前において立哨活動を実施した。ハンドプレート等を掲げて、通行するドライバーらに早めのライト点灯、自転車事故防止等を呼び掛けた。



豊橋

自転車安全運転教室

会員事業所のユタカ自動車学校では、1月16日、蒲郡中部中学校において1年生105名を対象に自転車シミュレーター体験を中心とした自転車安全教室を開催した。同校は1年生の約3割が自転車通学で、交通ルールの再確認、自動車の死角、事故対応と自転車保険について指導助言し、自転車の安全利用を呼び掛けた。



西

西区自転車安全利用の日啓発

西区安全運転管理協議会では、西警察署、安協西支部等と協力して、1月25日、管内大型ショッピングセンターにおいて交通安全キャンペーンを実施した。レゴランドジャパンの「ミスター・コップ」や「dera」、県警の「あゆみ」による交通安全トークイベント&クイズのほか、VR危険予知や自転車シミュレータの体験会を通じて交通安全を啓発した。



豊橋

二輪車安全運転講習会

会員事業所のユタカ自動車学校では、1月18日、バイクを利用して取引先に訪問する豊橋信金職員ら12名に対し二輪車講習会を開催し、交通ルールの再確認と二輪コースを使った安全走行のほか、二輪シミュレーターを使って隠れた危険への対応も指導した。



中

モデル事業所活動

本年度モデル事業所の大有建設(株)では、中区安管、安協中支部、中警察署等と連携し、12月23日、大須ふれあい広場において啓発品やちらしを配布しながら特定小型原動機付自転車及び自転車の交通安全を呼び掛けた。また、1月10日及び20日には、社員の皆さんが社屋前横断歩道において歩行者等の安全誘導を行った。

交通安全講話

(株)シーテック 本店 大高ビル

緑



日 付：2月6日
参加者：社員約40名(Web約300名)
講 師：松坂交通課長

中部電力パワーグリッド(株)緑営業所

緑



日 付：2月6日
参加者：社員約35名
講 師：松坂交通課長

中部電力パワーグリッド(株)天白営業所

天白



日 付：2月4日
参加者：社員約50名
講 師：三浦交通総務係長

市光工業(株)名古屋テクニカルセンター

天白



日 付：2月12日
参加者：社員56名
講 師：三浦交通総務係長



エコ&セーフティ

100日間無事故・ 無違反運動に参加して



石橋建設興業株式会社

一般チーム

岩橋 剛



今回、エコ&セーフティ100日間無事故・無違反に参加してチーム全員が達成でき、表彰を頂けたこと嬉しく思います。

私は、今年で自動車運転歴30年目を迎えました。幸い大きな事故を起こした経験はありませんが、軽微な違反は数回あります。少しの気の緩み・考え事をしながらの運転・体調不良時の運転など人間である以上、完全に運転に集中することは困難かと思いますが、重大な事故を起こしてしまえばどんな理由にしろ言い訳は通用しません。

自動車・バイクなど運転する時は、常に責任が伴います。普通自動車は18歳から運転免許証の取得が可能で、取得すれば全国どこでも何時でも運転できるようになります。友達や家族、他人を乗せて走ることも安易にできます。楽しいドライブのはずが、少し気を緩めたために他人を巻き込む人身事故に繋がることも簡単です。運転手の人生、他人の人生も簡単に狂わせる。

昨今、後期高齢者によるアクセルとブレーキの踏み間違えによる物損・死亡事故のニュースを多く目にしますが、高齢者だから許されることはありません。亡くなった被害者はもちろん、残された家族の人生まで簡単に狂わせます。それだけ自動車運転は責任重大だということを改めて身に覚えさせるためにも、今回のような運動は安全・責任意識向上のため大切なイベントかと思います。老若男女問わず参加できるこのような運動をもっと広めてほしいです。

若者チーム

磯村 茉奈



今回、私たちは「エコ&セーフティ100日間無事故・無違反運動」に参加し、無事に目標を達成することができました。この期間を振り返ると、安全運転の重要性を改めて認識するとともに、自分の運転に対する意識を深める貴重な時間となりました。

活動を開始した当初、私は安全運転への意識が十分でないことに気づかされました。日々の運転は、慣れや時間に追われる中で「過信」などの心の隙間を生みがちです。しかし、100日間を通して常に冷静に判断し、周囲に配慮した運転を心がけることが大切だと痛感しました。特に、急いでいるときこそ焦らず運転することが、事故防止に直結するということを実感しています。

また、毎日の運転後に自分の行動を振り返ることで、些細な違反や不注意を減らすことができたと感じています。反省を通じて、自分の運転が安全かつ効率的であるかを確認することが、無事故・無違反の継続につながることを学びました。次の運転では、常に慎重に、そして安全を最優先に考え行動することができるようになったと実感しています。

100日間の活動を通じて、安全運転の重要性を深く理解し、それを実践することができたことは私にとって大きな成果です。しかし、この成果に満足することなく、これからも無事故・無違反を目指し、日々の運転に努めていきたいと思っています。今後も慎重かつ安全な運転を心がけ、社会に貢献できるドライバーであり続けたいと思います。

踏み間違い事故防止装置の義務化と後付け装置「アイアクセル」について

近年、アクセルとブレーキの踏み間違い事故が多発しており、その背景から日本特殊陶業は2021年に後付け踏み間違い事故防止装置「アイアクセル」を発売しました。アイアクセルは、誤ってアクセルペダルを強く踏み込み過ぎた際に、アクセルをキャンセルしブレーキを緩やかに作動させることができる装置です(図1)。

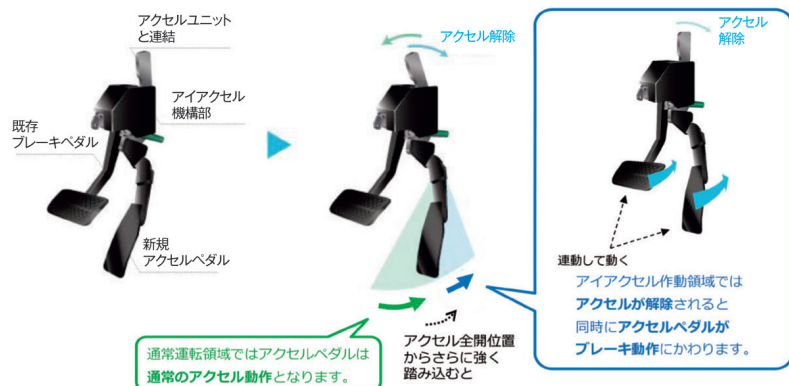


図1. アイアクセル動作説明

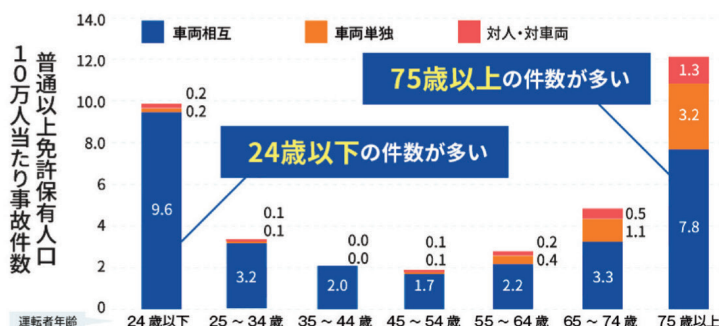


図2. ペダル踏み間違い事故の運転者年齢層の分布

【出典】イタルダインフォーメーション No.139
<https://www.itarda.or.jp/contents/9350/info139.pdf>

高齢者だけでなく若年層にも多い踏み間違い事故の現状

交通事故総合分析センターの調査によると、踏み間違い事故は高齢者だけでなく若年層でも多いことがわかります(図2)。特に高齢者は「視覚機能・注意力・集中力の低下」など高齢化の影響もあり事故が重大化する可能性が高いと考えられますが、「慌て」「パニック」は年齢に限ったことではなく、踏み間違い事故は誰にでも起こり得ます。

国による踏み間違い事故防止装置の義務化

国土交通省は2025年から新車へのペダル踏み間違い時加速装置の搭載を義務化する方針です。義務化される踏み間違い事故防止装置は、障害物の手前でアクセルを踏み込んで急発進せず、車内の表示器で警告する仕様が検討されています。義務化の対象は2025年6月以降のAT・Dタイプ乗用車で、段階的に他の車種にも適用される見込みです。既存車両への後付け装置の義務化は含まれていません。尚、後付け装置には国が認定する制度があり、国交省HPで認定装置情報が公開されています。



後付け踏み間違い事故防止装置「アイアクセル」の機構と特徴

現在流通している装置は機械式タイプ、障害物検知タイプ、アクセル開度検知タイプ、構造変更タイプの4種類に分類されます。国交省認定品「アイアクセル」は機械式タイプで、アクセルの踏み込み量によって作動します。センサー類とは同期させないため、センサー感度や悪天候に左右されず安全に作動させることができます。

アイアクセルの踏み始めから全開までの領域では作動せず、全開域から更に強く踏み込んだ場合に作動します(図3)。この領域まで踏み込むとアクセルがキャンセルされ、アクセル

ペダルがブレーキペダルと連動して動くため、ブレーキに踏み換えたように動作します。後続車による追突リスクを低減させるため、アイアクセル作動時のブレーキ力は緩やかに停まるよう設定されています。

アイアクセルを作動させる踏力は通常運転領域の2倍以上に設定されており、日常的な場面では作動しない設定になっています(踏み間違い時はパニックとなり全力に近い踏力となるためアイアクセルが作動します)。このようにアイアクセルは、装着前後でほぼ変わらない操作性を実現しており、乗り慣れた愛車で従来通り運転ができ、踏み間違い時には車を安全に誘導してくれます。

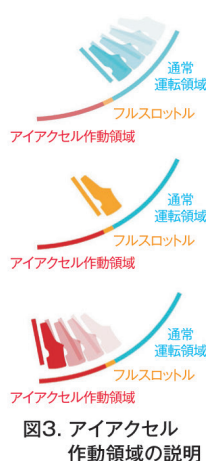


図3. アイアクセル作動領域の説明

まとめ

高齢者による悲惨な事故報道が多いため、自分は大丈夫と考える人が多いですが、事故要因の多くは「慌て」「パニック」であり若年層も含め、踏み間違い事故は誰でも起こり得る大きな脅威です。後付け踏み間違い事故防止装置「アイアクセル」は、万が一の事態に備え、皆様のカーライフをより安全なものにします。



アイアクセルは(株) 英田エンジニアリングの製品です。
 日本特殊陶業(株)は代理店として本製品を販売いたします。

Niterra 日本特殊陶業株式会社

製品お問い合わせ窓口： ☎ 0800-919-1066



御寄附ありがとうございます

株式会社キング観光 様

1月27日、当協議会の活動に賛同し、多大な御寄附をいただきました
株式会社キング観光様に会長感謝状を贈呈させていただきました。
誠に、ありがとうございます。

今月の安全運転管理

春本番! 一丸で取り組む 事故防止

①春の全国交通安全運動

【4月6日(日)～4月15日(火)までの10日間】

※県内一斉大監視 4月10日(木)午前7時～午前9時

- 歩行者保護の運転を徹底させよう
- シートベルト等の適切な使用と着用を指導しよう

②ヘルメット着用促進を図ろう

- 自転車等のヘルメット着用を呼び掛けよう



歩行者保護の運転を徹底させよう

春の全国交通安全運動が四月六日～十五日までの十日間実施されます。運動の重点は、

①こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践

②歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進

③自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

の三項目です。重点を意識した運転を心掛けるよう指導しましょう。

暖かくなるこの時期は人が活動的になったり、新学期が始まったりすることから、交通事故の増加が懸念されます。

歩行者との事故を防止するために、歩行者保護の運転を徹底させてください。とくに生活道路では、スピードを抑えて、安全確認をしっかりと行うように指導しておきましょう。

シートベルト等の適切な使用と着用を指導しよう

昨年八月、福岡県で幼い姉妹が死亡する事故が発生しました。姉妹はシートベルトで腹部を強く圧迫されたとき

られており、チャイルドシートやジュニアシート使用していなかったことが、被害を拡大させた原因と考えられています。

チャイルドシート(ジュニアシート)は、身長一五〇cm未満の子供に使用して、成長に合わせて適切なものを選択するようにアドバイスしておきましょう。

また、県内の後部座席のシートベルト着用率は、一般道で四十一・四%(運転席・九十九・〇%)と、いまだに低いのが現状です。

シートベルト着用なしに安全な座席はありません。全席シートベルト着用を徹底させてください。

自転車等の利用者へヘルメット着用を呼び掛けよう

自転車乗用中の死亡事故での約五割が頭部に致命傷を負っています。また、ヘルメット非着用の致死率は、着用者の約二倍高くなっています。

にもかかわらず、県内の自転車のヘルメット着用率は十五%と、全国平均の十七・〇%を大きく下回っています。

自転車や電動キックボードの利用者に対して、ヘルメット非着用の危険を周知して、ヘルメット着用を習慣づけるように呼び掛けましょう。

(※統計はいずれも警察庁資料より)

安全運転中央研修所 研修のご案内



日本随一の総合的な安全運転教育施設で安全運転を学びませんか？

東京ドーム約20個分に当たる広大な敷地（茨城県ひたちなか市）に、13種類のトレーニングコースやドライビング・シミュレーターなど、宿泊施設のある最新の教育環境の中で、公道では体験できない運転上の危険限界を体験しながら、安全運転の基礎と応用について学びます。実践的かつ専門的な高度の知識と技能を持つ講師陣が、各研修カリキュラムの中で体験を融合させながら研修を行っています。



ドライバーの 専門的技能の研修

- ・緊急自動車、貨物自動車、旅客自動車等、プロドライバーの運転技能の向上
- ・企業等、一般ドライバーの運転技能の向上



管理者や指導的立場に ある方の研修

- ・安全運転管理者、副安全運転管理者、運行管理者の育成
- ・安全運転実技指導員の育成



青少年関係の研修

- ・青少年への交通安全指導者の育成
- ・25歳未満の方を対象とした運転技能の向上

安全運転管理が問われる時代 **この体験が、力になる。**



問合わせ先 **自動車安全運転センター愛知県事務所 中央研修所係**
(052) 805-0625 E-mail: aichi@jsdc.or.jp



ご興味のある方はご遠慮なくご連絡ください。担当者がご説明に参ります。

安全運転中央研修所HP

新生活での交通事故防止

新年度を迎え、職場では入社や転勤などで新生活をスタートした社員など多いと思います。新入社員や転勤者は、これまでと違う通勤形態が始まると思いますが、特に車両通勤の方は思わぬ渋滞等に巻き込まれ慌てることのないように、時間と心にゆとりを持った運転をお願いします。また、徒歩や自転車以最寄り駅やバス停に向かう方も、時間にゆとりを持った安全な交通行動をお願いします。発車時刻に間に合わせようと、無理な横断や信号無視などは絶対にやめましょう。帰宅時は、仕事の緊張感等から解放されて疲れが出ることもあります。帰宅するまで気を緩めないようにしましょう。

また、各事業所におかれましては、社員に安全な交通行動や安全運転を促すため、新入社員研修などにおいて、交通安全指導の徹底をお願いします。社名が表示された車に乗る場合もあると思いますが、会社の信頼を得るためにも交通ルールを必ず守り、他のドライバーのお手本となるようお願いします。

全運転を指導してください。

そしてこの時期は、新入学児童が新しいランドセルや大きな鞆を背負って登下校をしている姿を見かけます。自宅近くで遊んでいた子どもたちが、入学後には行動範囲が広がり、登下校時以外でも、自宅から離れた場所で遊ぶことも増えると思います。子どもは二つのことに集中すると周りが見えなくなる傾向がありますので、ドライバーの方は、子どもの姿を見かけたときは、安全な間隔をとり、速度を落とし、その動きに注意しましょう。通学路や公園などのこどもの出入りが多い場所では、特に注意して運転しましょう。また家庭では、繰り返し交通安全について話し合いの機会をつくってください。実際に、お子さんと一緒に通学路等を歩いて危険な箇所がないか確認することも有効です。子どもは身近な大人の真似をする傾向があります。大人として、子どもの手本となる安全な交通行動を実践しましょう。



警察本部交通総務課
柴田 莉沙

柴田さんの交通キャンペーン

●東海ラジオ セーフティ・メッセージ PM4:35・PM5:25

表紙写真 薄に鹿図

与謝 蕪村 (1716-1783)

【愛知県美術館所蔵 木村定三コレクション】

丈の高いスキの間の小径を登ってきた牡鹿がふと立ち止まり、開けた前方を見上げています。秋に牡鹿が雌を求めて鳴く「妻恋い」の場面とみる説もありますが、蕪村が描いた他の鹿図には、この鹿と似たポーズで満月を見る雌鹿や、雌鹿の隣で楓の葉が降る空を仰ぐ牡鹿があり、本図の鹿も月や鮮やかな紅葉などに見とれているの

でしょう。「葉の花や月は東に日は西に」などの俳句で知られ、文人画の大成者でもある蕪村は、二十代後半から約十年にわたって北関東や東北を旅しており、途次の景色に幾度も足を止めては句を詠んだであろう彼自身の姿も重なります。絵具を混ぜた淡墨によるスキの繊細な描写と、とほけたような鹿の表情が趣き深い作品です。



描写と、とほけたような鹿の表情が趣き深い作品です。
(学芸員 深山孝彰)

展覧会情報

◆「ていつぶつ百景」

江戸東京博物館コレクションより

4月11日(金)～6月8日(日)

本展は、東京都江戸東京博物館とバリエーション文化会館が2022年にバリエーションで共同開催した展覧会をさらに発展させたものです。東京都江戸東京博物館の珠玉のコレクションを通して、江戸・東京における人と動物の関わりをご紹介します。

◆同時開催 コレクション展

フランス・オーピュンソンのタピスリー「千と千尋の神隠し」アートとテキスタイル 愛知県美術館のいきものたち

【休館日】月曜日(ただし5月5日は開館、5月7日休)

【開館時間】10時～18時

(金曜日は20時まで
(入館は閉館30分前まで)

■愛知県美術館
〒461-8525
名古屋市中区東区東校1-13-2
〔地下鉄東山線・名城線〕栄駅／名鉄瀬戸線
〔栄町〕駅下車、オアシス21連絡通路利用徒歩3分
TEL: 052-971-5511(代)
FAX: 052-971-5604
<https://www.art.ac.pref.aichi.jp/>

春の全国交通安全運動

新年度は、新たな生活をスタートする新入学児童を始め、学生や社会人等による不慣れな交通環境での交通事故の発生が懸念されます。

また、気候もよく過ごしやすい季節となり、行楽などで外出する機会が増えることから、人や車の動きが活発になるなど、交通事故の危険性が高まります。

そこで、運動重点に沿った「春の全国交通安全運動」を県民総ぐるみで展開し、県民一人一人が交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践することにより、交通事故防止の徹底を図ります。

春の全国交通安全運動

○実施期間

4月6日(日)～4月15日(火)までの10日間

〈交通事故死ゼロを目指す日：4月10日(木)〉

〈県内一斉大監視：4月10日(木)午前7時～午前9時の間〉



○運動重点

- こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底



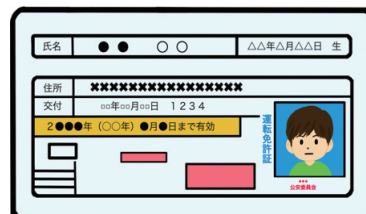
マイナンバーカードと運転免許証の一体化

令和7年3月24日から、運用が開始されました。

これにより、3つの免許証の持ち方が可能となりました。

- 1 運転免許情報が記録されたマイナンバーカード、いわゆる「マイナ免許証」のみを保有すること
- 2 マイナ免許証と従来の運転免許証の双方を保有すること
- 3 従来の運転免許証のみを保有すること

詳しくは、愛知県警察ホームページをご確認ください。



運転記録証明書・SDカードをどこに存じますか？

セーフドライバー

自動車安全運転センター 愛知県事務所 所長 星野 厚志

自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書は、ドライバーの交通事故と違反の経歴を証明するもので、各事業所において、一括して従業員の皆さんの証明書を申請することにより、事業所の安全運転管理に広く活用されています。そこで、この制度の概要と申請者の中で優良ドライバーに進呈されるSDカードについてご紹介します。

1 自動車安全運転センターとは？

自動車安全運転センターは、「自動車安全運転センター法」に基づき、交通事故の防止と運転者の利便の増進に資するための組織として、国家公安委員会によって設立を認可された特別民間法人(全国組織)です。同法により、運転記録等の証明のほか、交通事故の証明、累積点数の通知、安全運転の研修など、広く安全運転を啓発する事業を推進しています。

2 運転記録証明書って何？

ドライバー一人ひとりの過去五年・三年・一年間の交通事故と交通違反を証明するものです。記載されている内容は、下の図のとおり、ドライバーの運転に関する記録が一目でわかる内容となっています。

証明書の交付手数料は一通六七〇円(消費税非課税)となっています。愛知県では、昨年二十五万人以上のドライバーに証明書を交付されています。

102-0094 東京都千代田区紀元町3番6号 安全 本部 様		整理番号 60001-1
運転記録証明書		
氏名	安全 太郎	
生年月日	昭和 45 年 4 月 11 日生	
住所	〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1	
行政処分の履歴	累積点数	内容
年 月 日	点 数	内 容
○年○月○日	安全運転義務違反(軽微事案)	6点
○年○月○日	停止 30日(短期)	●●●
○年○月○日	警告無効(黄色)	2点
○年○月○日	基本罰金(15以上20未満)指定	1点
以下参照		
交通事故		
違反		
備考		
令和○年○月○日 現在の過去○年間の記録は、上記のとおりであることを証明します。		
令和○年 ○月○日 自動車安全運転センター ○○○事務所長		

- 現時点での
 - 行政処分の前歴回数
 - 累積点数
- 交通事故の場合
 - 年月日
 - 内容(事故の種別と原因)
 - 点数
- 運転免許の行政処分があった場合
 - 年月日(処分がなされた日)
 - 内容
- 交通違反の場合
 - 年月日(違反を起こした日)
 - 内容
 - 点数(違反に伴う点数)
- 過去5年間
過去3年間
過去1年間の3種類があります。

3 お得なSDカード知っていますか？

運転記録証明書等を申請されたドライバーの中、一年以上事故や違反等の記録のない方には、その年数に応じたSDカードを証明書に添えて進呈されます。このカードは安全運転者であることの誇りと自覚を象徴するもので、



さらに引き続いて模範的な運転をされるようにとの願いが込められています。

更にカードをお持ちの方は、全国の約二三、〇〇〇店舗で割引や景品など、様々な特典が受けることができ、テレビやインターネットで報道されるなど、注目を集めているところです。また、最近ではスマートフォンにアプリをインストールすることにより、画面にSDカードを表示できるようになり、大変便利になりました。

4 運転記録証明書は

どんな効果があるの？

(1) 交通事故の抑止効果

多くの事業所で、安全運転管理に運転記録証明書を活用することにより、従業員の「安全運転意識の向上」効果が認められ、事故違反が減少しています。こうした効果は、利用期間が長いほど有用性が向上し、事業所内だけでなく、従業員自身にも交通事故抑止の観点から社会に大きな貢献をしているという意識が芽生えていきます。また、副次的な効果として、事業所の保険料の節約、事故処理経費の削減など様々な効果が報告されています。

(2) 事業所の安全運転管理をサポート

二十人以上の一括申請をされた事業所には、運転記録証明書とSDカードに加え

て、運転記録証明

書の分析結果（分

析表）をお渡しして

います。これは事業

所ごとの事故違反

と年代別、項目別、

曜日別、形態別等、

詳細の分析を加え

たもので、他の事業所の平均値と視覚的に

比較することも可能となっています。

これにより、交通事故や違反がどのような

状況で、どういった頻度で発生している

のか等が明らかになり、その原因を突き詰

めることができることから、事業所として

原因に応じた有効な対策を立てることが

可能になります。

5 優秀安全運転事業所の表彰は

あるのですか？

運転記録証明書を

活用し、職場ぐるみで

安全運転、交通事故防

止に努め、運転記録証

明書の分析結果にお

いて一定の成果を上げ

た事業所を表彰する

「優秀安全運転事業所

表彰制度」があります。



そして、成果によりプラチナ賞、金賞、銀賞のランクに分けて警察との連名で表彰（表彰状と盾を進呈）しています。

6 事業所の一括申請の方法は？

事業所が従業員の運転記録証明書を申請する場合は、申請書のほかに、「申請者本人（従業員）が代理人（法人名でも可）に申請・受領等を委任することを記載し、押印した書面」が必要となります。

また、委任状には、「代理人が証明書の内容を確認の上、交通事故防止のための資料として活用することに同意する」旨の記載があり、違反歴・事故歴等の情報を安全運転管理ツールとして活用することが認められています。

一括申請の方法は、「愛知県事務所の窓口での申請」、「郵送による申請」、「インターネットを利用した申請」等、各事業所の状況に応じた方法が用意されており、請求書の発行も可能です。詳細は、自動車安全運転センターホームページ或いは愛知県事務所にお尋ねください。



一括申請の方法
QRコード

7 交付手数料改定のお知らせ

物件費等の高騰により、本年十月一日以降の申請分から、交付手数料が二通六七〇円から八〇〇円に改定されます。大変ご迷惑をおかけしますが、諸事情をご賢察のうえ、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

被害者・加害者を問わず、一瞬にして幸せな日常を奪ってしまう交通事故を減少させるうえで、ドライバーの安全運転意識の向上は、最も基盤となるものです。自動車の安全装備やドライブレコーダー・運転管理システムなど、ハード面での安全対策は大きく進化していますが、これらを扱うドライバーの意識改革なくして、交通事故をなくすことはできません。安全運転管理者の皆さん、従業員の安全運転意識の向上のため、運転記録証明書のご活用を検討してみたいかがでしょうか。そして、共に安全運転をつくってまいりましょう。

自動車安全運転センター愛知県事務所

〒468-8561

名古屋市中白区平針南二丁目六〇五番地

（愛知県警察運転免許試験場内）

電話 052-8005-0625

■趣旨

一瞬にして人命を奪い、人々の平和な暮らしを脅かす交通事故をなくすことは、県民の切なる願いです。しかし、多くの人々の懸命な取組にもかかわらず、なお依然として多数の交通事故が発生しています。

交通事故をなくすためには、私たち一人一人が、人命の尊重を最優先にして、交通安全の確保に向けた取組を一層進めることが必要で、交通社会の主体である県民及び事業者の積極的な取組なくして真の交通安全は実現しません。

県、県警察、市町村、関係行政機関、交通安全関係団体並びに県民が相互に連携を図りつつ、それぞれの立場で交通安全県民運動を推進し、交通事故のない社会の実現を目指します。

■スローガン

◆ストップ・ザ交通事故

～高めようモラル 守ろうルール～

《サブスローガン》

◆実践しよう 交通安全スリー^{エス}S運動

■運動重点

- ◆こどもと高齢者の交通事故防止
- ◆歩行者・自転車・特定小型原動機付自転車の交通事故防止
- ◆交通ルールと運転モラルの遵守
- ◆悪質・危険な運転の根絶
- ◆後部座席を含むシートベルト全席着用の徹底

■広報重点

- ◆運転者へ 「ただいまと 今日もわが家に 咲く笑顔」
- ◆歩行者へ 「スマホより 命の安全 みぎひだり」
- ◆自転車利用者へ 「自転車は 大人もこどもも ヘルメット」

■取組内容

▼家庭

- 1 日常生活の中で、安全な道路の通行方法、安全な自転車の乗り方、正しい特定小型原動機付自転車の利用方法、交通ルールやマナーの大切さについて十分に話し合い、交通安全意識を高めます。
- 2 横断時に、ドライバーへ横断する意思と感謝を示す「ハンド・アップ運動」を実践します。
- 3 夕暮れ時や夜間、早朝の外出には、明るい目立つ色の衣服を着用し、反射材用品、LEDライト等を活用します。
- 4 自転車乗用時には、ヘルメットを着用し、自転車損害賠償責任保険等に加入します。
- 5 特定小型原動機付自転車乗車時は、ヘルメットを着用します。
- 6 後部座席を含む全ての座席でシートベルト・チャイルドシートを正しく着用します。
- 7 「飲酒運転四(し)ない運動」と「ハンドルキーパー運動」を実践します。

▼地域

- 1 通学路等の幼児・児童の安全な通行や生活道路等における歩行者・自転車の安全な通行を確保する取組の推進、横断歩道の利用促進を図ります。
- 2 通学路等の見守りなどの自主的なボランティア活動を推進します。
- 3 反射材用品、LEDライト等の普及や後部座席を含む全ての座席でシートベルト・チャイルドシートの正しい着用を促進するキャンペーンを展開します。
- 4 「飲酒運転四(し)ない運動」と「ハンドルキーパー運動」を推進し、飲酒運転根絶の気運を高めます。

▼職場・学校等

- 1 交通ルールやマナーの遵守を促進します。
- 2 シートベルト着用の重要性を理解させ、後部座席を含む全ての座席でシートベルト・チャイルドシートの正しい着用を促進します。
- 3 歩行中の安全な通行方法や自転車の安全利用方法について、参加・体験・実践型の交通安全教室を開催するなど、交通安全教育を推進します。
- 4 自転車乗用時には、ヘルメットを着用し、自転車損害賠償責任保険等に加入します。
- 5 特定小型原動機付自転車乗車時は、ヘルメットを着用します。

- 6 交通指導員や交通ボランティアと緊密に連携し交通安全活動を推進します。
- 7 PTAや関係機関と連携して、通学路の点検を定期的に実施します。
- 8 「飲酒運転四(し)ない運動」と「ハンドルキーパー運動」を推進し、飲酒運転根絶の気運を高めます。

▼運転者

- 1 こどもと高齢者の行動特性を理解し、横断歩行者の保護を始め、安全運転を徹底します。
- 2 ライト・オン運動(夕暮れ時の前照灯早め点灯運動)の実践とともに、対向車や先行車がない場合は、ハイビームを活用します。
- 3 後部座席を含む全ての座席でシートベルト・チャイルドシートの着用を確認してから出発します。
- 4 「飲酒運転四(し)ない運動」と「ハンドルキーパー運動」を実践します。
- 5 「ながらスマホ」・「妨害運転」は絶対にしません。

■運動の進め方

各実施機関・団体は、組織全体への運動の浸透を図りながら、それぞれの実情に即した運動を進めます。

■推進する運動

①各季の交通安全県民運動

各季の交通安全運動は、下記のとおり実施します。

なお具体的な運動の方針は、全国交通安全運動の方針、県内の交通事故情勢等を踏まえて決定します。

各実施機関・団体は、各運動の実施要綱に基づいて、効果的な運動を展開します。

☆春の全国交通安全運動

4月6日(日)～4月15日(火)(10日間)
(県内一斉大監視 4月10日(木)午前7時から午前9時の間)

☆夏の交通安全県民運動

7月11日(金)～7月20日(日)(10日間)
(県内一斉大監視 7月16日(水)午前7時から午前9時の間)

☆秋の全国交通安全運動

9月21日(日)～9月30日(火)(10日間)
(県内一斉大監視 9月26日(金)午後4時から午後6時の間)

☆年末の交通安全県民運動

12月1日(月)～12月10日(水)(10日間)
(県内一斉大監視 12月5日(金)午後4時から午後6時の間)

※県内一斉大監視は、県内全域において、同じ時間帯に街頭啓発活動を行うものです。

②交通事故死ゼロの日

〈趣旨〉

「交通事故死ゼロの日」は、交通事故による死者が生じないよう社会全体で特に努める日として設けられたもので、この日は、交通死亡事故の防止を図るため、県民総ぐるみで県民運動を展開するものです。

〈実施日〉

毎月 10日、20日、30日
交通事故死ゼロを目指す日 4月10日(木)、9月30日(火)

〈実施の内容〉

(1)重点的な取組の推進

- 10日 こどもを交通事故から守る日、横断歩道の日
- 20日 自転車・二輪車安全利用の日
- 30日 高齢者を交通事故から守る日

③高齢者を交通事故から守る日・週間

〈趣旨〉

「高齢者を交通事故から守る日・週間」は、交通事故死者数の半数近くを占める高齢者の事故を防止するため、高齢者とその周囲の者の交通安全意識を高めるとともに、

運転者の高齢者に対する思いやり意識の浸透を図ります。また、交通事故の低減に効果的な安全運転サポート車の利用や運転免許証の自主返納を促進するための啓発活動を集中的に実施するものです。

＜実施日＞

高齢者を交通事故から守る日 毎月30日(2月は末日)

高齢者交通安全週間(9月14日(日)～9月20日(土))

④自転車・二輪車の安全利用

＜趣旨＞

「自転車・二輪車安全利用の日・月間及びバイクの日」は、自転車・二輪車の交通事故の特徴や事故防止の方策を県民に訴えるものです。

＜実施日＞

自転車・二輪車安全利用の日 毎月20日

自転車・二輪車安全利用月間 5月 バイクの日 8月19日(火)

⑤交通安全スリーS運動

＜趣旨＞

交通死亡事故のうち、半数以上が交差点内又は交差点付近で発生し、道路横断中の事故が多数発生しています。

「交通安全スリーS運動」は、交通事故を防止するための基本的な運転行動を表した「ストップ(Stop)」「スロー(Slow)」「スマート(Smart)」のキーワードの3つの頭文字を取り、ドライバー等に安全な行動の定着化を図ることを目的として実施するものです。

(1)Stop(ストップ)

- 赤信号は確実にストップ、一時停止場所では自転車もストップ
- 横断歩道や交差点では歩行者優先
- 飲酒運転の根絶

(2)Slow(スロー)

- 子どもや高齢者を見かけたらスローな運転
- 見とおしが悪い交差点では徐行

(3)Smart(スマート)

- 全ての人に対して思いやりをもった運転と、運転中はスマートフォン等を絶対使用しないスマートな運転
- シートベルトの全席着用の徹底
- 急発進や急制動をしない、落ち着いたアクセルの踏み込みなど、環境に配慮したスマートな運転



⑥ライト・オン運動(夕暮れ時の前照灯早め点灯運動)

＜趣旨＞

薄暗くなる夕暮れ時は、視認性が低下し、人や車の動きが見えにくくなる上、下校、退勤等により人や車の交通量が増える時間帯と重なることから、交通事故が多発する傾向があります。

「ライト・オン運動」は、運転者の視認性の向上を図るとともに、歩行者・自転車利用者や対向車に自車の存在をいち早く知らせるために、早めのライト点灯を推進するものです。

また、歩行者・自転車利用者には反射材用品、LEDライト等の普及と自発的な活用の促進を図ります。

＜実施の内容＞

(1)街頭活動の強化

- 歩行者・自転車利用者の注意喚起と運転者等に対する指導を行う。
- サイン板やのぼり旗を利用した啓発活動を行う。

(2)交通安全教育の推進

- 夕暮れ時の事故の実態を踏まえた交通安全教育を実施する。
- 交通安全講話、講演会等を開催する。

(3)啓発活動の強化

- 新聞、機関紙等による啓発を行う。
- 広報車による巡回広報を行う。
- 立看板、横断幕、懸垂幕、ポスター、チラシ等による啓発を行う。

(4)点灯時刻の目安(日没時刻の概ね1時間前)※雨天・曇天の視界不良時は昼間でも点灯

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
16:00	16:30	17:00	17:30	18:00	18:00	18:00	17:30	17:00	16:30	16:00	16:00



歩行者保護運動は、横断歩道における歩行者に対する保護意識の醸成を図る取組を一層強化し、ドライバーには横断歩道等における歩行者等の優先を、歩行者には横断歩道の利用促進とドライバーに渡る意思と感謝を示す「ハンド・アップ運動」を推進するものです。

＜実施日＞

子どもを交通事故から守る日 毎月10日 横断歩道の日 毎月10日

●「ハンド・アップ運動」

「ハンド・アップ運動」とは、歩行者が横断時に、ドライバーと意思疎通を図る横断方法を提唱するもの。

⑧「カチッと100!」シートベルト・チャイルドシート着用徹底運動

～後部座席を含む全席着用率100%をめざして～

＜趣旨＞

シートベルト・チャイルドシートの交通安全上の有効性については実証されています。

未だ着用率の低い後部座席のシートベルトの着用及びチャイルドシートの正しい着用を徹底し、全席着用率100%を目指すため、次の運動を展開するものです。

＜実施日＞

「カチッと100!」シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間

6月11日(水)～6月20日(金) 11月11日(火)～11月20日(木)

⑨飲酒運転の根絶

愛知県内では、依然として飲酒運転に起因する重大な交通事故が後を絶たない実態であり、愛知県交通安全条例において、県民等に飲酒運転の根絶のための取組が規定されています。飲酒運転が引き起こす結果の重大性、悲惨さを県民意識に浸透させ、その根絶を図るために年間を通じて各種の取組を実施します。

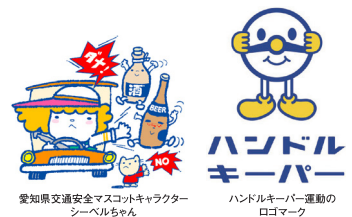
＜実施日＞

飲酒運転根絶の日 毎月第4金曜日

飲酒運転根絶強調月間 12月

(1)「飲酒運転四(し)ない運動」

- 運転するなら酒を飲まない。
- 酒を飲んだら運転しない。
- 運転する人に酒をすすめない。
- 酒を飲んだ人に運転させない。



(2)「ハンドルキーパー運動」

自動車仲間や知人と飲食店などへ行く場合、お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人が自動車の運転をして仲間などを送り届ける運動です。

⑩「ながらスマホ」の根絶

(1)街頭活動の強化

- 交差点等で、サイン板等により、走行車両に対し「ながらスマホ」根絶を呼び掛ける。

(2)交通安全教育・啓発事業の推進

- 道路交通法の一部を改正する法律(自転車運転中の携帯電話使用等の禁止)の周知とともに、危険な運転が引き起こす事故の重大性や、交通事故被害者の声を反映した教育を行う。
- 自動車・自転車運転者だけでなく、歩行者の「ながらスマホ」の危険性についても周知する。
- 家庭において「ながらスマホ」の危険性等について話し合う。

(3)啓発活動の強化

- 新聞、広報紙、機関紙、テレビ、ラジオ、ポスター、チラシ、ウェブサイト等による啓発を行う。

⑪「妨害運転」の根絶

- 「妨害運転」の対象となる10類型の違反や、罰則等の周知を行う。

- | | |
|---------------|------------------|
| ◆通行区分違反(※) | ◆減光等義務違反 |
| ◆急ブレーキ禁止違反(※) | ◆警告器使用制限違反(※) |
| ◆車間距離不保持(※) | ◆安全運転義務違反(※) |
| ◆進路変更禁止違反(※) | ◆最低速度違反(高速自動車国道) |
| ◆追越し違反(※) | ◆高速自動車国道等駐停車違反 |

※自転車も「妨害運転」の対象(上記※)となることの周知を行う。

⑦歩行者保護運動

＜趣旨＞

本県では、道路横断中に歩行者が死傷する交通事故が多発しています。

KYT(危険予知トレーニング)



- どのような危険が予測されますか?
- どのような運転をすれば安全ですか?

状況説明

信号交差点に差しかかりました。前方には右折しようとしている対向車があります。自身も交差点を右折したいのですが……。

ドライバーとして

- イラストを見て、この運転場面に潜む危険要因を挙げてください。
- この場面での安全な運転方法について考えてください。

同乗者として

ドライバーにどのようなアドバイスをすればいいでしょうか。考えてください。

回答例

危険予知ポイント

- ①対向車の陰から直進してきた二輪車と衝突する。
- ②横断歩道を横断してきた歩行者等と衝突する。

※対向車の陰から直進してくる二輪車を予測する

- ・安易に右折すると、対向車の陰から二輪車が直進してきた場合に衝突する危険があります。
- ・対向車があるときの右折は、その陰から二輪車が直進してくることを予測して、安全確認をしっかりと行いましょう。

※横断歩道の歩行者等を見落とさない

- ・前方の状況ばかりに気をとられていると、右折先の横断歩道を横断している歩行者や自転車を見落とすおそれがあります。
- ・この場面では漫然と右折せず、ミラーと目視で周囲の安全を確認しながら横断歩道を通過しましょう。

編集雑記

～道路交通法と安全運転～

何故、車ばかりに安全運転を要求するのか?という質問に対して、「人と車が衝突した場合、ケガをするのは歩行者だからです」と答えたことがあります。

道路交通法には、事故を防ぐために様々な規定が整備されています。例えば、道路交通法第38条には、車は、横断歩道に接近する場合は、止まれる速度で接近すべきこと(第1項前段)、横断しようとする歩行者がいる場合には止まること(第1項後段)が定められています。また、交差点の進行方法について、第36条第4項は、「車両や横断歩行者に注意し、安全な速度と方法で進行すること」と交差点の安全通行義務を定め、更に、第70条は、「他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転する」という安全運転義務を定めています。

このように、道路交通法では、細かな、事故を防ぐ運転の具体的な方法まで定められています。しかし、道路交通法で定められているから守らなさいと伝えと、「知らなかったから仕方ない」という答えが平然と返ってきます。

免許証を持って運転する以上、知らないことは許されないのですが、道路交通法の規定など知らなくても安全運転はできます。

例えば、横断歩道の右側が、対向車線の渋滞車両で隠れて見えない場合、あるいは生活道路の交差点で見通しがきかない場合、多くのドライバーは自分が優先だからと、漫然と走行することによって歩行者の発見が遅れ、事故が発生しています。

見えなかったから仕方ないのではなく、見えないのであれば減速する、徐行する、それ

でも見えなかったら止まってでも確認すること、これがドライバーの基本的な義務であることだけを知っていれば、安全運転は誰でもできます。

そして、ドライバーが歩行者保護を徹底する、安全運転を続けることによって、これまで発生していた交通事故は半減し、交通死亡事故は、ほとんどゼロにすることができるのです。

私たちドライバーが、過去の運転行動を見直し、安全運転を行うために必要なもの、不足しているものは、安全運転の知識ではありません。安全運転を行う、続ける、習慣とすることへの意識が不足しているだけなのです。

私たちドライバーが安全意識を高め、運転行動を変えることによって守るべきものとは、被害者の心と身体、その命だけではありません。私たち自身の大切な人生を守るのです。

私たちは、多くの経験を経て生きてきました。嬉しいこと、楽しいことばかりではなく、辛いこと、悲しいこと、苦しかったこともたくさんあったはずです。

こうした、それぞれの経験を経た姿が、現在の自分に他なりません。楽しかった経験、苦しかった、辛かった経験など、それらどんな経験も無駄ではありません。その経験を無駄にするかどうかは、自分自身が決めること、自分次第なのだと思います。

しかし、交通事故という経験だけは、私たちの人生を豊かにすることなどありません。交通事故だけは、避け続けることが大切なのです。

起こしてしまった事故は、なかったことにできません。奪ってしまった命は取り戻せず、失った自分の人生を取り返すこともできません。私たちができること、それは、少しの努力を惜しまずに安全運転を続け、交通事故を防ぎ続けることだけなのです。

安全運転を続けることの価値、それを見失うことなく自分のものにすること、これこそが、現代を生きる私たちの大切な知恵なのだと思います。

AAKK 小

AAKK

April 2025

第59巻 第4号 通巻691号

愛知県警察本部交通部 協力

<https://www.1972-aakk.jp>

令和7年 4月 1日発行

編集発行人 ● 相羽 繁生

発行所 ● 公益財団法人愛知県安全運転管理協議会

〒466-8566 名古屋市中区錦3丁目26番15号

TEL(052)883-2110 FAX(052)883-3100

制作 ● ダイナパック株式会社

名古屋市中区錦3丁目14番15号

※「iネット」登録パスワード(半角数字4文字)・・・「2110」

●転載する場合は、事前に発行所へ連絡してください。 ●内容についてのお問合せは発行所に連絡してください。